

難病指定医等研修会の開催について (10/16(日) 県医会館)

<裏面参加申込書で、10/4(火)までにお申し込み下さい。>

平成 27 年 1 月 1 日から、患者さんが申請時に必要となる診断書（臨床調査個人票）の作成は、「難病指定医」（29 年 3 月末日までは、研修を未受講であっても難病指定医とみなされる「経過的特例の指定医」も含む。）又は「協力難病指定医」として県から指定を受けた医師に限られています。

	難病指定医	協力難病指定医
作成可能な診断書	指定難病の患者が行う 新規申請・更新申請 に必要な診断書	指定難病の患者が行う 更新申請 に必要な診断書
要件	(ア) 又は (イ) のいずれかを満たすこと。 (ア) 診断又は治療に 5 年以上従事した経験があり、申請時点において、国が定めるいずれかの専門医の資格を有していること。 (イ) 診断または治療に 5 年以上従事した経験があり、 知事が行う研修（裏面の A+B の研修）を修了 していること。	(ア) 及び (イ) を満たすこと。 (ア) 診断または治療に 5 年以上従事した経験がある (イ) 知事が行う研修（裏面の A の研修）を受講したこと
受講講義	(イ) の場合、裏面 A+B の講義 全ての受講が必要です。	裏面 A のみの講義

この内「**難病指定医**」は、

- ① 国が定める専門医資格をお持ちで申請をされている場合（指定番号が 4 2 S で始まる方、今回受講不要）
- ② ③ で難病指定医等研修会を昨年度受講済みの場合（指定番号が 4 2 T で始まる方、今回受講不要）
- ③ **経過的特例による難病指定医（指定番号が 4 2 P で始まる方）の場合**

があり、③で指定を受けておられる場合で、平成 29 年 4 月 1 日以降も難病指定医となるためには、平成 29 年 3 月末日までに研修会を受講する必要があります。

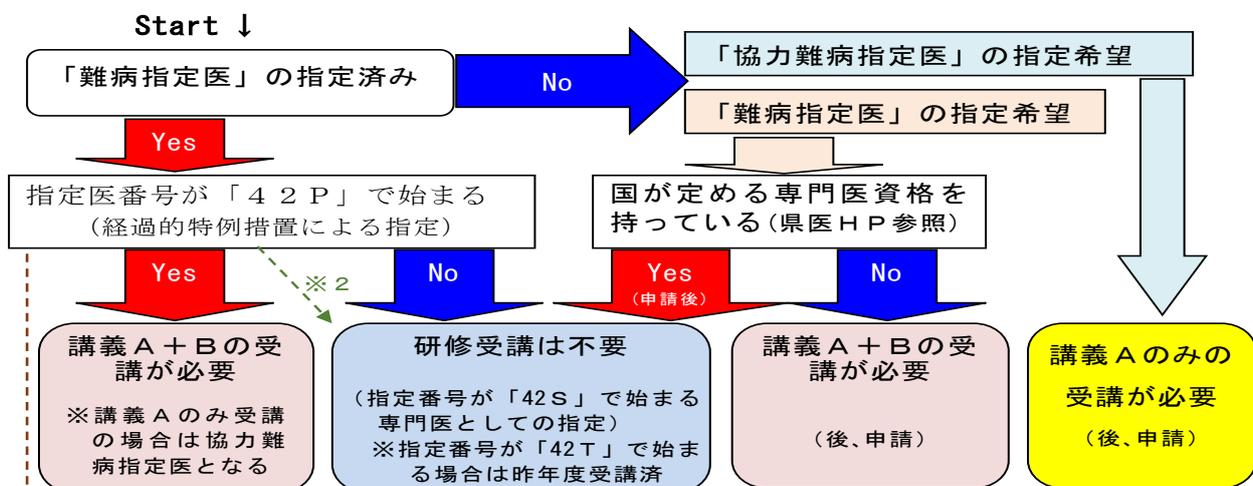
受講講義は、「難病指定医」の場合は全講義（裏面の「A+B」の講義）、「協力難病指定医」は 1.5 時間のみの受講（裏面の「A」の講義）となります。

つきましては、今年度第 1 回目を裏面のとおりに開催いたしますので、新規指定希望も含めて、受講御希望の方は、裏面の参加申込書を県医師会までお送り下さい。

※今回受講不可能な場合は、経過措置期間内である 29 年 3 月までにもう 1 度開催予定です。

※難病指定医等の詳細は、本会 HP のトップページの新着情報の本研修会のコーナーに説明資料を掲載しています。

○研修会の受講が必要か否かは、以下で御確認下さい。



※指定番号が「42S」で始まる指定医以外は、5 年の更新期眼毎に受講が必要です。

- ※ 1 経過的特例による「難病指定医」から「協力難病指定医」になるためには A を受講し申請。
- ※ 2 経過的特例による「難病指定医」として申請していたが、国が定める専門医となった、又は、国が定める専門医であったので、専門医としての「難病指定医」（4 2 S）となる場合は、専門医の認定証等を添えて申請。研修受講は不要となる。

※該当する専門医については、本会 HP の資料を参照下さい。

○平成28年度 難病指定医等研修会・次第（予定）

講義	平成28年10月16日（日） 9:30～16:15	
A	9:30 (1時間)	難病の医療費助成制度について（講師：県国保・健康増進課）
	10:30 (30分)	難病の医療費助成に係る実務について（講師：県国保・健康増進課）
B	11:00 (1時間5分)	講演①血液疾患の診断等について (講師：長崎大学原爆後障害医療研究所原爆・ヒバクシャ医療部門 血液内科学研究分野（原研内科）准教授 波多智子 先生)
	12:05 (45分)	<昼 食>
B	12:50 (1時間5分)	講演② 皮膚疾患の診断等について—真皮マトリックス異常を伴う指定難病— (講師：長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 皮膚科病態学教授 宇谷厚志 先生)
	13:55 (1時間5分)	講演③ 膠原病疾患の診断等について (講師：独立行政法人 地域医療機能推進機構 諫早総合病院 リウマチ科診療部長 溝上明成 先生)
	15:00 (1時間15分)	講演④ 神経疾患の診断等について（講師：木下 長崎県医師会常任理事)
	16:15	終了

※切り取りの必要はございません。このままお送り下さい（送信面にご注意下さい）。

参加申込書

<返信先 長崎県医師会事務局：FAX：095-844-1110>

TEL：095-844-1111

郡市医師会名：_____ 医療機関名：_____

※医師会員以外は郡市医師会名の記載不要

御 名 前：_____

メイン会場	テレビ会議中継会場 (会場は各医師会館です。)	最少催 行人数	出席会場の何れか に○印を	昼食の有無 に○印を
長崎会場 (長崎県医師会館) (平成28年10月16日(日)) 9:30～16:15 ※出席講義及び昼食の有無の 何れかに○印を 研 修 会 < Aのみ・ABとも > 長崎会場・昼食申込 < 有・無 >	佐世保市 (定員 40名)	—	Aのみ・ABとも	有・無
	諫 早 (定員 30名)	—	Aのみ・ABとも	有・無
	大 村 市 (定員 50 10名)	—	Aのみ・ABとも	有・無
	南 高 (定員 30名)	—	Aのみ・ABとも	有・無
	壱 岐 (定員 10名)	—	Aのみ・ABとも	有・無
	島 原 市 (定員 10名)	2名	Aのみ・ABとも	「有・無」 のない会場 は、御自身 で御準備等 願います。
	平 戸 市 (定員 15名)	3名	Aのみ・ABとも	
	東彼杵郡 (定員 30名)	—	Aのみ・ABとも	
	北 松 浦 (定員 20名)	—	Aのみ・ABとも	
		対 馬 市 (定員一名) ※医師会事務所のある県対馬病院内の 会議室にて開催。	—	Aのみ・ABとも

※申込みが無かった会場のTV会議は実施されません。締切後に申込みの場合は本会ホームページでご確認下さい。

※最少催行人数が設定されている会場で、最少催行人数に満たなかった場合は、本会からご連絡の上、他会場に移動頂く場合がございます。

※昼食の欄に「有・無」がある会場のみ手配可能です。(1,000円程度を予定。)

昼食のお申し込みをされない場合や、御手配出来ない会場に出席の場合は、参加者にてご準備等をお願いします。

※上記以外での郡市医師会ではTV会議は開催しません。

(なお、五島医師会はTV会議の実施に向け現在調整中ですので、今回は実施出来ません。)